

役員会議事録

平成17年2月24日(木)

13時から14時25分まで

役員会議室

出席者

議長 仙道富士郎(学長)

理事 沼澤 誠 鬼武一夫 遠藤 剛 田村幸男 松井良業

監事 本木正光

列席者 総務部長 財務部長 学務部長 施設部長 総務課長 企画課長 財務課長

議事

1 山形大学監事監査規則の制定について

本木監事から、本件について資料1に基づき説明があった。

次いで学長から、本件について提案があり、了承された。

なお、本件については、学部長会議及び教育研究評議会に報告するとともに経営協議会に提案することとなった。

2 山形大学内部監査規則の制定について

総務課長から、本件について資料2に基づき説明があった。

次いで、本件について審議が行われ、資料2の文言を次のように訂正した上で、了承された。

- ・ 第13条第1項中 「～改善の措置を命ずる」を「～改善措置を命ずる」に訂正
- ・ 第13条第2項中 「～改善処置を必要と」を「～改善措置を必要と」に訂正
- ・ 第14条 削除

なお、本件に関連して、松井理事から、企業における監査業務について資料に基づき、説明があった。

また、学長から、監査室長には、本学を退職された方を予定している旨発言があった。

なお、関連して次のような意見交換があった。

- ・ 監事が行う監査と内部監査の関係がわかり難い。

- ・ 監査法人の監査は、会計に限定して、しかも、財務諸表等の狭い範囲での適正性を監査し、内部監査室は、学長の指揮の下に大学の規則に従って適正に業務運営されているかを監査する。また、監事監査は、役員会等が適正な方法により、適切な決定がなされているか、各種規則等が実態に即しているかなど、外からの目でチェックするものだとして理解している。
- ・ 監事は、平たく言えば、学長や役員の業務執行状況を監査するものである。
- ・ 業務を監査する基準は、今のところ中期計画しかない。
- ・ 大学の業務は何かを議論すべきである。
- ・ 棚卸の立会人となるので、内部監査については、早急に立ち上げてほしい。

なお、本件については、学部長会議及び教育研究評議会に報告するとともに経営協議会に提案することとなった。

3 個人情報保護法施行に伴う対応について

田村理事から、本件について資料3に基づき説明の後、本学で定めなければならない個人情報保護関係規則は、数が多いため、4月の会議に提案せざるを得ないが、適用は遡及することとしたい旨発言があり、了承された。

4 事務組織改革について

田村理事から、資料4に基づき、事務職員の激減に伴い、事務組織・機構の改革を行う必要がある旨説明があった。

また、学長から、組織的に疲弊している部署も見受けられるので、適切に対応されたい旨依頼があった。

5 その他

(1) 法人カードの使用に対する要望について

松井理事から、旅費の決裁等に法人カードで対応できないか要望があり、学長から、本件については、先般、契約課に検討を指示している旨発言があった。

(2) 平成17年度国立大学法人運営費交付金等に関する説明会について

財務課長から、本件について昨日(2月23日)福島市にて説明会があり、文部科学省から学内に周知依頼があった旨発言があった。

(3) 大学国際戦略本部強化事業について

遠藤理事から、本件について平成17年度の公募要領が送付され、本学としても応募したいと考えるが、各学部長と相談の上進めることとしたい旨提案があり了承された。

また、締切が3月18日と時間的余裕がないので、遠藤理事に取りまとめを願うこととなった。

配付資料

資料1 国立大学法人山形大学監事監査規則(案)

資料2 国立大学法人山形大学内部監査規則(案)

資料3 個人情報保護法施行に伴う対応

独立行政法人等個人情報保護法の概要

資料4 事務組織改革に向けて

資料 平成17年度国立大学法人運営費交付金等に関する説明会資料

追加資料 会計監査人の監査報告書

〃 監査役会規則(ひな型) (社団法人日本監査役協会ホームページより)

〃 内部監査基準 (日本内部監査協会ホームページより)

〃 リスクマネジメントシステム構築のための指針 J I S